

第 14 号

令和2年度港湾事業及び災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の経費に対する市町負担金（地方財政法関係）について

令和2年度において熊本県が施行する港湾事業及び災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額（地方財政法関係）を次のとおり定めることとする。

令和2年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
1 直轄港湾改修事業（八代港大築島南地区土砂処分場整備及び耐震強化部以外のクルーズ船専用岸壁を除く。）	工事費の10分の1に相当する金額
2 直轄港湾改修事業（八代港大築島南地区土砂処分場整備及び耐震強化部以外のクルーズ船専用岸壁に限る。）	工事費の20分の1に相当する金額
3 重要港湾改修事業	工事費の10分の1に相当する金額
4 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（人家の被害が半壊以上のうち大規模斜面の公共関連等）	工事費の40分の1に相当する金額
5 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（人家の被害が半壊以上のうち大規模斜面の一般及び大規模斜面以外の公共関連等）	工事費の20分の1に相当する金額
6 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（人家の被害が半壊未満のうち大規模斜面以外の一般）	工事費の5分の1に相当する金額

（提案理由）

令和2年度において熊本県が施行する港湾事業及び災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。